

座間市立小・中学校の学校閉庁日の実施について

—実施日の追加について—

R4.10.19

1 学校閉庁日とは

- 日直等をおかず、学校として対外的な業務を行わない日

2 目的

- 教職員が心身の健康を保持し、生き生きと子どもと向き合い、誇りとやりがいをもつて職務に従事できるよう休養を取りやすい環境を整備する。

3 対象者

- 学校に勤務するすべての教職員

4 実施日

- 夏季休業期間中の、山の日を挟む8月9日から8月15日の平日（4日間または5日間）。

例

令和4年度については8月9日（火）から8月15日（月）の4日間。

令和5年度については8月9日（水）から8月15日（火）の4日間。

- 冬季休業期間中の12月28日及び1月4日の2日間。

5 教職員の服務等

- 学校閉庁日は「勤務を要する日」において実施するため、年次有給休暇、夏季休暇や特別休暇の取得等により対応する。
- 年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することができないよう留意する。
- 日直を置かないことから原則、電話対応、訪問者対応は行わない。
(電話は留守番電話とし、訪問者対応不可の周知は職員玄関への張り紙等で対応)
- 年次有給休暇等の取得を希望しない職員が出勤する場合、玄関の開錠、施錠等は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職等が出勤することのないようにする。

6 その他

○ 緊急時の連絡体制

- ・ 事故、事件等の緊急連絡先は学校教育課を窓口とする。(046-252-8739)
- ・ 緊急連絡先については、各校の留守番電話メッセージに吹き込むことで周知を図り、緊急の連絡が入った場合は、必要に応じて校長へ連絡するものとする。
- ・ 留守番電話メッセージ内容（例）

「座間市立小中学校では、8月9日から15日までの平日（12月28日及び1月4日）を学校閉庁日としております。学校閉庁日は対外的な業務を行わない日とし、原則職員の勤務はありません。そのため、事故、事件等緊急な案件につきましては、代わりに教育委員会学校教育課が受け付けます。学校教育課の電話番号は 046-252-8739です。ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。」

○ 部活動について

原則実施しない。

○ 学校施設開放等

通常の土曜日、日曜日の対応と同様とする。

○ 保護者、地域への周知方法

- ・保護者向けの通知は学校を通して保護者に配付する。（7月及び11月の予定）
- ・学校ホームページ（保護者文書配付の時期に合わせて）
- ・市広報、市ホームページにより市民に周知する。（7月及び11月の予定）

○ 学校閉庁日の取組についての問合せ先

学校教育課（046-252-8739）

事務担当

学校教育課 学務係

252-8739